

大口町告示第36号

大口町砂利採取行為に関する指導要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町砂利採取行為に関する指導要綱の一部を改正する要綱

大口町砂利採取行為に関する指導要綱（昭和63年大口町告示第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「自然環軍保全」を「自然環境保全」に改める。

第3条第1項中「大口町地下水の水質保全に関する条例」を「大口町地下水の保全に関する条例」に改め、同条第2項中「かんがみ」を「鑑み」に、「自然環頃」を「自然環境」に改める。

第12条中「及び指導」を「、指導」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。